

平成 18 年 1 月 13 日

各 位

会社名 サイトサポート・インスティテュート株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾芝 一郎
(コード番号 2386 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 平野 良一
(電話 03-5436-2850)

株式会社イベリカに対する仮処分申立案件の和解成立および 同社との業務提携の解消に関するお知らせ

当社は平成 17 年 12 月 22 日に、株式会社イベリカ(以下、「イベリカ」)の SMO 事業部門の、実質的な株式会社総合臨床薬理研究所(以下、「総合臨床」)への譲渡を禁ずる仮処分命令を、東京地方裁判所に申し立てておりましたが、平成 18 年 1 月 12 日をもってイベリカとの間で和解が成立したため、平成 17 年 10 月 1 日付でイベリカとの間で締結した業務提携契約も、本年 1 月末付で解除することといたしました。

また、イベリカは、業務提携契約違反に起因する当社からの損害賠償請求に相応する金員を、当社に支払うことで合意するに至りましたので、当社は 1 月 12 日付で同仮処分の申立を取り下げました。

今後の九州地区における事業展開に関しましては、中大規模病院に加え、診療所等の提携医療機関の獲得に注力し営業基盤のさらなる強化を図る他、CRC(治験コーディネーター)を中心に従業員の技術の向上を図り、より一層の顧客からの信頼を獲得していく方針です。

〔理由〕

1. 当社は、イベリカの SMO 事業部門の収益力・将来性、およびそれに基づく同部門の営業権の金銭的価値を評価いたしましたが、同社自らおよび総合臨床が評価した価額との間には数倍の開きがあることに加え、既に九州に拠点を有する当社としては、総合臨床が公表したレベルまでの資金投入は、企業価値向上の観点から経済合理性に欠くと判断したこと。
2. 司法当局としても、イベリカの違法行為、あるいは当社主張の妥当性については一定の理解を示しており、製薬企業、医療機関等への支援・協力業務を最優先と考える当社としては、既にイベリカとの間に信頼関係が失われており、同社 SMO 事業部門の営業譲受のためにこれ以上時間と労力を費やすことは無益であり、当社の株主、双方の取引先、従業員等の利害関係者にとっても適切ではないと判断したこと。
3. イベリカからは、本件の解決に至るまでの当社の人的、物的な負担に鑑み、裁判所の和解勧告に従い相応の金員を受け取るようになっており、結果的に当社としては上記 1. のとおり、過剰投資による企業価値の毀損を回避しつつ、損害の補填を受けることが可能となったこと。

以 上